

四万十町立北ノ川小学校いじめ防止基本方針(R6改訂概要版)

四万十町立北ノ川小学校

I いじめの定義といじめに対する基本認識

(1) 定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

（※起こった場所（学校外であろうとも）や、加害側の児童の意図（良かれと思ってなど）は関係ない。）

(2) 基本認識

- ①人間として絶対に許されないという認識に立つこと。
- ②被害児童の立場に立った指導が行われること。
- ③学校の在り方が問われている問題であること。
- ④関係者が一体となって取り組むこと。
- ⑤真に指導されるべきは加害児童のいじめを引き起こす心性であるということ。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) 学校生活全般において、人権尊重を基盤とする教育活動の実践により、いじめを生じさせない温かい雰囲気の学校、学級作り。（人権教育・特別な教科道徳等と関連させて）

- ①児童や同僚に笑顔で接すると共に、率先して学校美化や環境整備に取り組む。
- ②一人ひとりが活躍でき、自己有用感や達成感を味わえる授業作りを目指す。
- ③個性を尊重し、温かい人間関係に支えられた学級作りを目指す。
- ④いじめの防止・撲滅が児童の主体的取り組みとなるよう四万十町主催の「児童会・生徒会交流大会」に向けた学級活動・児童会活動を進める。

(2) 教職員の資質・指導力の向上

- ①教職員のいじめ防止に関する理解を深め、スキルを向上させるため、校内研修に位置付けて取り組んでいく。
- ②教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないようにする。
- ③「いじめられる側にも問題がある」かのように受け止められかねない認識や言動を示さない。
- ④全ての児童がいじめの問題への取組についての意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかを、教職員はチェックするとともに、陰で支える役割に徹する。

(3) 家庭への啓発及び地域との連携

- ①参観日の全体会や保護者面談、学校・学級通信等様々な機会を捉え、学校の内いじめについての方針や方策、取組等を丁寧に伝え、理解を得るようにする。
- ②地域住民とよく情報交換し、地域と協力していじめを防ぐ。また、児童に地域行事等への積極的な参加を促し、人間関係を構築する力を身に付けさせる。地域の人材を活用し、学校との協力関係や児童との関係を広めていくと共に、機会を捉えて、いじめ問題に関する基本認識等を積極的に知らせていく。

3 いじめの早期発見, 早期解決のために

(1) 早期発見のために

いじめの発見は、いじめられている本人からの直接的な訴えは少なく、周りの児童も言い出しにくいために、いじめは大変発見しにくいし、発見されにくいものである。ゆえに、すべてのおとなが連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。

- ① 日常の行動や生活の様子 of いかなる変化も見逃さないために、普段から少しでも気になることがあれば、児童に積極的に関わっていく。
- ② 「学校生活アンケート(いじめアンケート)を2回以上／年間 実施する。
- ③ 教職員による日々の児童観察と、SC による個別面談により、子どもの抱えているしんどさにアンテナを広げる。
- ④ 必要に応じて、「学校生活におけるいじめ発見チェックリスト」や「家庭におけるいじめ発見のチェックリスト」を活用する。
- ⑤ 児童のささいな変化に気付く力等を高めるため、教職員の資質の向上を図る研修を実施する。
- ⑥ 積極的に保護者からの相談を受け入れる体制や、地域の方から通学時の様子を寄せてもらえる体制を構築する。

(2) 早期解決のための「さ・し・す・せ・そ」

- ①最悪の事態を想定し ②慎重に ③すばやく ④誠意をもって ⑤組織で対応する

対応は素早く、事後処理は慎重に。(指導により解決したように見えてもその後 3 カ月間以上、いじめが繰り返されないことを確認して解決とみなす。)

4 重大事態への対処

○重大事態が発生した場合には、町教育委員会に報告し、その事案の調査を行う主体の判断を仰ぐ。その際に「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(H29.3 文科省)にのっとり、適切に対応する。

重大事態とは

- ・児童が自殺を企図した場合 ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神性の疾患を発症した場合 ・その他

5 いじめ問題に取り組むための組織

いじめの早期発見, 早期解決のために次の組織を設置する。

校内組織

- ①「いじめ相談窓口の設置」(設置場所:保健室, 担当:養護教諭)
- ②生徒指導委員会:校内研・職員会の中で、全職員で開く)
- ③(いじめ対策委員会:いじめの防止といじめが起こった場合の具体的施策や対応を行う。
キャップを校長とし、全職員が参加する。(必要に応じて、外部機関からの参加を要請する)

連携する外部組織

四万十町教育委員会, 窪川警察署, 北ノ川小中学校 PTA, 大正地区主任児童委員, その他